仮名がうごく ということ 仮名システムとしての仮名遣の原理

山田 健三*

1 はじめに

音韻変化・言語変化は、言語の担い手である人間がコントロールし切れるものではない。その意味で、あたかも言語自身が人間から離れて「自然に振る舞い」変化するように見える。言語変化に自然科学的な「法則」を見出そうとするのも、人間も自然物の一つである、という見做しが可能であるからに他ならない。

一方文字は、例えば「国語政策」という名の下に、人為的に変更することが可能である、と考えられている。仮名の場合、それはしばしば「〇〇仮名遣」という規範仮名遣として取り上げられる。

しかし、言語や言語変化が「自然」であるならば、文字が言語の対応物と捉えられる以上、文字もその変化に何らかの対応を示すはずである。これまでの研究は、その対応を「仮名遣の誤り」とか「混乱」という規範的・評価的タームで理解し、そもそも仮名そのものが「振る舞い」そして「動く」という視点は、乏しかったように思う。

そこで本稿は、表音節文字たる仮名を、音節変化にどう対応したのか、という 視点から捉え、文字は人為的人工物であるという「くびき」から一旦離れ、仮名 という文字メディアそのものの機能を記述することを目的とする。その意味で本 稿は「仮名論」である。そして同時に、対応する音節変化を扱うことから「音節 変化論」でもある。

なお、本稿でいう「仮名」に上代仮名は含まない。上代仮名と仮名との間の差は、形態差に留まらず、言語情報を格納する文字メディアとして別物と考える。(これについては、別の機会に論じる用意がある。)

2 「仮名遣」の理解

「仮名遣」と近似の用語「正書法」は orthography の翻訳語であるが、 ortho-は orthodox の ortho- と同じで、ギリシャ語に遡り「正しさ」を含意する。つま り orthography には「規範」が明示されており、「正書法」という訳語には評価規

^{*}信州大学学術研究院人文科学系教授。

範たる原義が現れている。

しかし、一方「仮名づかい(仮名遣、仮名使)」(以下「仮名遣」で統一)という言葉自体には、本来そのような評価規範は含まれていない。仮名の「つかい方」という無色透明な表現である。ところが、この「仮名遣」という語もその実際の運用において、先に掲げたように「この仮名遣は間違っている」という言い方が通常行われるように、運用上は評価規範が含意される場合が少なくない。

中世から現れ始める仮名の使い様についての言説は、藤原定家の『下官集』という古典書写マニュアルの一節に「嫌文字事」として現れ、行阿『仮名文字遺』などを介して「定家仮名遺」と呼称されることに象徴されるように、斯界の権威による規範仮名遺として理解されていく。更に、近世の契沖に到って、歴史的証拠性をもった強い規範仮名遺が「歴史的仮名遺」として意識されるようになる。これはもちろん時代が復古主義の思潮であったことと関係はあろうが、以後「国語学史」の文脈では、仮名遺は守るべき規範の歴史として描かれ、多くの研究成果が存している。

そういった中にあって、このような一語一語の規範的仮名遣よりも、「仮名文」の中での機能的仮名遣とでも呼ぶべき視点から、小松英雄(1988)は「仮名」の用法を一連の研究俎上に載せ、その後の研究に大きな影響を与える画期となった。そこで導入された視点は、原資料の異体仮名・連綿・墨継ぎ・目移りといった一連の書記行為に関わる諸事象を包括的に扱うアプローチであり、文献学の基本を考えれば、当然あるべき視点であった。

本稿は、評価規範観点からできるだけ離れ、記述言語学的立場から仮名の使い様を考える、という意味では小松のスタンスと同じであるが、小松のスタンスは、上述のように、包括的解釈というスタンスであるがゆえに、多くの解釈変数を扱うこととなるため、その解釈の正しさの証明がいささかアドホックに見えてしまうという、方法論上の危険性を同時に孕むものでもあった¹。

そこで、本稿は、仮名が表音節文字である以上、音節変化と仮名遣とは不可分の関係にあることに改めて着目し、音節変化に対して、仮名がどう振舞ってきたか、また振舞い得たかという原理的視点で、音節生成システムとの関りで、仮名遣を仮名システムとして捉え直すことを試みる。

3 仮名システムとしての「仮名遣」

さて、上述の通り、現代一般に「仮名遣」というと、社会規範として従うべき仮名使用ルールであり、現代仮名遣、歴史的仮名遣、定家仮名遣、といったように、現代とか歴史とか定家とか「冠」を被せた冠仮名遣を指すことが通常である。しかし、これらは冠の中身からも判るように、使用実態に基づくものではなく、仮名遣はどうあるべきかという議論に基づく「仮名遣論」である。本稿では、「仮名

¹小松の連綿に関する言説に対する批判は多く存するが、私には「批判のための批判」と映ずる 論点の狭い議論が少なくない。より生産的な議論が必要であると考える。山田健三(2015)では、 連綿に対する小松の議論を、別の視点から擁護している。参照されたい。

遣」を「仮名の使(遣) い方/使(遣) われ方」という文字通りの意味に捉え、人 為的な使用規範のみならず使用実態を含めて、(1) のように原理的に規定すると ころから話を始める。

(1) 仮名遺とは、五十音図成立時の日本語音節と対応関係にある仮名(異体仮名 はあくまでも variants と考える)との一対一対応関係(これを以下「仮名初 期システム状態」と呼ぶ²)が、音節の歴史的変化(合流・分化)によってず れてしまった状況に対応するための調整システムのこと。なお、調整のため に異体仮名をシステムに組み込むこともある。

その調整システムを明確に言説として述べ記録された濫觴が「定家仮名遣」と されるもので、藤原定家『下官集』がその始まりで、仮名遣の「起源」とされる (大野(1950,1961))。しかし、これは仮名遣「論」の起源ではありえても、仮名 遣を(1)のように理解した時、仮名遣そのものの起源ではないことになる。

その理由は、定家仮名遣が登場する以前から、仮名初期システム状態にはズレが生じており、そこにはそのズレを調整するための動きが、そこにはあったはずであるからである。

本稿の目的・関心は起源論にはなく、仮名と音節との対応調整システムの実際に ある。どのような対応方法がありえ、そして実際にあったのか、という点の解明 にある。このような視点から、仮名がどのように振る舞い、仮名遺がどのように 動いているのか、というシステム実態を観察することが可能になると考えている。 本稿が細部にわたってその全てを明らかに出来るわけではもちろんないが、仮名 システムの全体像を描くことを目指す。

なお、本研究の性格上、多くの先行研究成果に依っている部分が少なくないが、 それらの一つ一つを研究史的に丁寧に説明するだけの紙幅はない。また、それを 材料として仮名システムを描くことが中心課題であるから、挙例も最小限度にせ ざるを得ない。この点、了解されたい。

4 文字の人為性と、自然言語の音韻変化への対応性

言語そのものは、人間という生物に備わった能力であり、その仕組みの解明には、システムという観点から、自然科学と同様のアプローチが可能であるのに対して、文字となると、CDや音楽ファイルそのものが音楽でなく、音楽の記録・再生メディアであるように、文字は言語の記録・再生メディアであり、言語そのものではなく、国語政策などによって改変可能な人為的なものである。両者にはそのような違いがある。

² 亀井孝(1956)はこれを「かなの原則」(亀井孝(1984:4))と呼び、その呼称を採用する後学の研究者も少なくないが、本稿では次の理由で採らない。それは「原則」という語には「守られるべきもの」というニュアンスが強い。後世の仮名遺論は、その「守られるべきもの」が何なのかをめぐって議論されてきたものであり、その「守られるべきもの」が音節との「一対一対応」であったとしたならば、その原則は常に表音仮名遺であるということになってしまう。守られるべきものを明確に示すとするならば、それは後に述べるように「表語性」であり、表語性のために音節との「一対一対応」が初期状態に選ばれたもの、と本稿では考える。

しかし、そのような違いのある両者が対応している以上、言語音の無作為な変化に、仮名が何らかの処置をしなくて済むはずがない。仮名初期システム状態が保てなくなった以上、すぐさまそれは、仮名に対応を迫る。仮名はどのように振る舞い得るのか。

5 仮名と音節の対応調整システムが稼動する時

仮名初期システム状態が保てなくなった場合、和語を訓漢字主体で書けば、仮名遣で問題となる仮名選択は、漢字に隠れるため、あまり大きな問題とならないが、仮名のみで/仮名勝ちで、日本語文を書くことの多かった古典和歌や古典物語文学の世界では、極めて重要な問題となる。「和歌の家」にある藤原定家の名を冠した「定家仮名遣」が、仮名遣認識の濫觴として文献上に現れるのも、故なしとしない。

さて、その仮名システムは、次の2つの場合に対応のため稼動を迫られる。

- 1. 音節分化による音節増加への対応
- 2. 音節合流による音節減少への対応

まずは、音節分化の場合の対応例から観察しよう。

6 仮名文字に反映する音節分化

音節分化によって、音節数が増えたならば、仮名が音節に対応する表音節文字である以上、素朴合理主義的に考えれば、その表音節文字数を増やせばよい、ということになる。そのように単純に新設文字を増やすことに問題がなければ、増やせばよいところであるが、ことはそう簡単ではない。それは、文字の本質が「言語の記録再生装置」にあることにある、と考えられる。つまり、文字はその言語記録再生という本質的意味から、歴史性・継続性と不可分の存在である。そうである以上、そう新設文字をやすやすと増やすわけにはいかない。

そこで現れるのは「文字連接」と「記号付加」という既存の文字を資源とした 加工である。

6.1 文字連接

「文字連接」とは、既存の文字を原材料として用いて、原材料と大きく離れない程度の加工を加える方法である。仮名の場合「連合仮名」とでもいうべき、仮名二文字で新生音節を表そうとする方法(「拗音」等に使用される方法)である。新生音節に対して、新設仮名ではなく、既存仮名の連接で対応するのは、仮名使用の連続性が重視されているからに他ならない。一音節を仮名二文字で示すのは、

³ここでいう新規文字を増やすことの難しさは、社会が歴史的に継続していくことを欲している場合の話である。文字はもちろん人為的なものなので、強力な権力を以て、当該社会の歴史的断絶を恐れなければ、もちろん可能である。逆に言えば、革命的変革によって過去を清算することに重点を置く場合は、意図的に文字を変え得る。秦の文字統一などもその文脈で理解される。

漢字音学習の反切などに、原理的ヒントを得ているのかも知れないが、既存仮名で対応している点が重要である。

ちなみに、日本語の場合、これらの新生音節は、借用語(漢語・外来語)の大量受容への対応という歴史的社会的側面が大きい。但し「対応」とした通り、自前の音韻システムで対応可能でない限り受容は難しい。受容可能な「受け皿」が何であったのかを解明するのが音韻史研究にとって重要な課題であり、まだ解明すべき点が少なくない。

6.2 記号付加

もう一つは、既存仮名への記号付加である。半濁点「°」と濁点「'」とがある。 まずは、半濁点「°」について。

現在パ行音に用いられ、半濁点と呼称される「°」については、その淵源は不濁点(『文明本節用集』など)や、キリシタン仮名漢字文献(国字文献、刊本)に現れる「すぴりつさんと」「ぽろへいた」「ぱあてる」などのヨーロッパ原語対応のパ行仮名表記や「いつぱ」「もつぱら」などの和語、近世唐音資料、等々に現れる。それらに共通する機能は、特定の音表示ではなく、その仮名の通常対応の(unmarked)音節ではなく、特別対応の(marked)音節であることを示す注意記号として用いられた、と包括的に解釈される。

よって、例えばキリシタン仮名漢字文献の仮名表記「ぱあてる」の「ぱ」が pa に対応するのは、原語 pater と対応させるためというよりも、当時の仮名「は」自体に対応している marked な pa 音節(unmarked な音節は фa)を marked なものとして特化して示すために「゜」が用いられている、と見られる。日本語であれば文脈依存により、「は」の対応音節を見極めることは難しくないが、キリシタン仮名漢字文献では「゜」を和語にも用いているが、圧倒的に多く用いているのはヨーロッパ原語の仮名表記である。これらの語では対応音節の見極めが特に困難である。ちなみにキリシタン仮名漢字文献(版本)では、濁点も全面的に付す傾向があり、全体として、仮名の機能負担量を軽減させ、文脈依存による音節確定を避けようとする方策を採っている、と見られる。

以上のごとく、「°」の機能は、通常の仮名音節ではないことを示す注意記号であり、その意味で必ずしも「°」である必要はなく、事実、歴史上様々な形態が存している(沼本克明(1990))。

次に「濁点」について。

「'」も上記の「°」と同様、通常の仮名音節ではない(= marked である)ことを示している点は同じだが、「'」およびその他歴史的に用いられてきた濁音表示記号については、濁音表示という単一事象への択一的利用である、という点が「°」とは大きく異なる。

上代仮名は除き、仮名およびカタカナは、濁音非表示から濁音表示へと歴史的変遷を遂げたが、この変遷は文字と濁音との対応関係の変化であり、その変化はいずれかの性質の変化に依って生じたものと考えられる。論理的には、濁音の性

質変化か、仮名文字の性質変化のいずれか、と考えられる。が、言語音を格納する器である仮名の形状に大きな変化がない以上、先ずは濁音の性質変化と見るべきである。

濁音の性質変化の実態については、これまでに多くの議論があるが、超分節音性(前鼻音指標)から分節音性(有声子音指標)への弁別指標の変化と見られる。

今、この事象を仮名の側から改めて見直すならば、仮名にとって清濁中立であった音節が音節分化によって濁音音節を卓立化させた、とみることが可能である。実際の音声上、(おそらく) 超分節音レベルでの対立(鼻音:非鼻音)によって区別されていても、それが仮名文字に反映されずとも、清濁の別が理解されたとするならば、それは、両者の対立効率が低く、文脈依存によって充分弁別可能であった、と考えられる。かつての仮名システムは不完全だったと、進歩史観によって無根拠に見るべきではない。

文脈依存から特別対応の濁点付き仮名への対応変化の道筋の解明には、更なる研究が必要であるが、今はこの問題も、仮名システムの観点からも説明すべき現象であることを指摘しておきたい。

7 仮名文字に反映しない音節分化(仮名の機能負担増加)

先に、音節分化が仮名文字に付加記号として反映される場合について述べ、キリシタン仮名漢字文献に現れる「°」に触れたが、この記号のパ行音表示としての使用の濫觴がキリシタン文献に始まるとされる通り、それ以前には見られず、その後も暫く見られない。

このように、キリシタン仮名漢字文献(版本)において「°」や濁点といった付加記号利用が歴史的に際立つのは、「キリシタン文献」と一括されうる文献の編集意図・目的とおそらく無関係ではない⁴。付加記号利用は、仮名の機能負担を軽減し、文脈依存を抑えることから推測するならば、当時の通常の仮名システムは、文脈依存による音節選択という「仮名遺」でもあった、と見られる。

このような文脈依存が仮名システムの一つの対応方法であったことを、日本語 音韻史において一般にも最もよく知られている「ハ行子音の変遷」を例として考 える。

7.1 音節分化としての「ハ行子音の変遷」

「ハ行子音の変遷」は、概説書等で多くp>∮>hと定式化される。この定式のみに沿って理解をする限り、この変化は一対一の変化で、単なる音声置換と同義であり「音韻論外の音変化」である。よって、一般に「「はは」は昔パパと発音した」という言い方がされるように、これは音韻変化ではなく音声変化と理解されることになる。一対一の音変化であれば、単純置換であるので、これは仮名遣に

⁴¹⁵⁹⁹ 年の活字刊本『ぎやどぺかどる』には「°」が多く用いられているが、活字版を筆写した 写本(東京大学総合図書館蔵)には、ほとんど見られない。このことをどう解釈すべきかについて は、稿を改めたい。

影響を与えない。だからこそ、p音であろうと、φ音であろうと、はたまた h 音⁵であろうと、仮名表記はハ行仮名で一定しているように見える。

しかし、このような理解には大きな難点がある。この理解に従うと、消え去ったはずのp 音も ϕ 音も、h 音とともに、現代日本語の音素目録に備わっていることの説明が難しい。現代日本語の国語辞典などで、ぱ・ぴ・ぷ・ペ・ぽ、ふぁ・ふぃ・ふぇ・ふぉ、で始まる語のほとんどが、西洋からの外来語であり、カタカナ表記される語なので、一般的には、外国語音が日本語音に組み込まれたかのように思われがちであるが、もちろんそのようなことはあり得ない。 $p/\phi/h$ いずれもが、現代日本語の音素として認める存在であり、それらを音声レベルでのみ認め、[pan] (パン) $[\phi an]$ (ファン) [han] (藩、半…) すべて同一の /han/ と解釈し、同一音素に帰することもありえない。

そういった理解から考えるに、p 音も ϕ 音も、日本語音韻史上発生以来失っていない、と考えるのが道理である。 $p>\times>p$ 、 $\phi>\times>\phi$ 、のように一旦失われた音素が復活するということは、音韻をシステムとして考える限り考えにくい。

音韻をシステムとして理解する、ということについて、研究者間でも基本的理解に差があるのが現実であるように思うので、私の理解を簡単に示しておこう。

上にも記したが「音素目録」という理解がある。「目録」という表現から、音素を言語の最小単位の材料とみなして、静態的なリストであるかのような理解を促しやすいが、それは便宜上の表現に過ぎず、原料・材料としての音素が備わっているのではなく、必要があればその音素を生成できる動態システム(生成システム)がある、ということで、伝達欲求の増大に応じてシステム稼動する、というポテンシャリティそのものと理解すべき、と私は理解している。先ずは、他例で説明しておこう。

「ディズニー」という語の[ディ]の発音に困る日本人は、2020年現在ほぼいないであろうが、かつては[ディズニー]と発音できず[デズニー]などとする古老も少なくなかった。(彼らは、かつて殺虫剤として使用された DDT を[デーデーテー]とも発音していた。)

この音節は、カタカナの連合仮名で書かれることもあってか、一般には、外来音を示す音節として導入されたものと理解されがちであり、その使用例は「ディレクター」「アウディ」「メディア」など枚挙に暇にない。

しかし「ディ」という音節の生成は、音素目録にあるdとiによって生成しうるわけであるから、必要さえあれば、音節生成システムを稼働させてdiを生成できる。また、五十音図を元に内的再建を行えば、そもそも「ぢ」はdiであった(と推定される)。しかし「ぢ」で示される音節が「じ」で示される音節に合流し、永らくdiは出番を失っていた。それがかなりの時間を経て増大する外来音を受け入

⁵私自身は現代日本語のハ行子音は、IPA が h で示す無声声門摩擦音ではなく、各母音の無声母音であり、ア行と対立していると考えている。このように捉えた場合、子音(音節副音)文字として一つの音声記号を借りて示すのは困難なので、「母音」ということを示す V の下に無声化記号を付した「V」とでも示すのがより適切かとも考えるが、この問題は本稿に於いてはイレレヴァントな問題であるので、今、便宜上一般的な理解に従ってハ行子音を h 音と記すこととする。

れられるものとして、システムを再稼働させたに過ぎない。つまり、「ディ」と表記される音節は、外来音による新規生成などではなく、永らく休止していたdi音節の生成システムを再稼働した、ということである。このように考えることで、受け入れられる/受け入れられやすい外来音と、受け入れられない/受け入れられにくい外来音との差が存することの説明がつく。

さて、ここでハ行子音に話を戻し、上述の音韻システム理解で説明しよう。

まず、この「ハ行子音の変遷」という整理の仕方は、そもそも「ハ行」という仮名文字視点で説明されていることに注意する必要がある。 $p>\phi>h$ という定式化は、あくまでハ行仮名に対応する「主対応音節の交替」を示したものであって、音韻変化の図式ではない。音韻論的には、あくまで $p>p,\phi>p,\phi,h$ 、という音素分化現象であり、仮名との対応で考えるならば、同時に音節分化現象でもある。p音(無声両唇破裂音)やp音(無声両唇摩擦音)は、それぞれの音を生成するシステムを現代に到るまで一貫して保持し続け、破棄せず、音素目録の項目を増やしている、と見るべきである。

さて、このように音素目録を増やしていながらも、仮名の側に動きがあるよう に見えない。この問題を次に考えよう。

7.2 音節分化に対する、仮名の機能負担量増大という対応

この問題は、仮名システム問題を考えるに当たって重要である。この音節分化 に仮名はどう対応したのか、という仮名文字側からの問題視点である。

音素分化・音節分化が生じたことは明らかであるが、仮名遣上、これに明確な対応は起きていない。 $p > p, \phi$ の時点で、p-音節は、従来のままの仮名で書かれた。後には「°」を付したり、拗音表記によって区別されるようになるが、永らく仮名表記上はp 音と ϕ 音節と区別することはなかった。これは、亀井孝(1960)が、日本語がいまだh 音を音素目録に有していない鎌倉時代の『宇治拾遺物語』の一文「はとわらひたる」の「は」を笑い声のha と解釈しがちな現代人に対して、ここの「は」をpa 音節で「パッと(= 一斉に)」とオノマトペと解釈すべきことを明らかにしたように、仮名「は」に2 音節が対応しえた事実、仮名の側からするならば、分化元の音節にも、新たに分化した新生音節にも対応しえた事実を「仮名遣」の視点から説明する必要がある。

ここに生じている事実は、分化によって生じた新生音節が既存仮名の「主対応音節」という通常対応(unmarked)の位置になり、分化前からの旧来音節は、既存仮名の特別対応(marked)な位置に属すこととなり、その特別性は文脈を指標として見分けられる、という文脈依存に依ることになった。

仮名初期システム状態から、濁音音節は専用仮名を有していなかったので、濁音自体が超分節音として理解されており、あくまでも分節音としては一音節にしか対応していなかったと考えられるが、この分化による新規音節をも一つの仮名が引き受けるとなると、ハ行仮名の機能負担量は増し、♠音か、p音かは、全て文脈に委ねられることになったと考えられる。こういったことが可能となったのは、

p 音を「オノマトペなどの周辺音」とする見方がある通り、周辺音という理解・規 定が正しいかどうかは別としても、ある程度語彙的な棲み分けや、音素排列的な 棲み分けがあったことは、容易に想定される。

このように考えると、 $p > p, \phi > p, \phi, h$ という音素分化に、仮名は文脈依存度を高めることで「仮名遣」として対応した、と考えられる。

8 仮名文字に反映する音節分化:異体字の利用

次に、仮名文字に反映する音節分化についてみる。

音節分化が生じれば、単純に音節数が増えるが、それに対応して仮名文字自体 を新たに増やすということは、文字が社会性を有する以上、識字層全体への新規 範を強制できる権威が存在しない限り、個別規定することは難しい。

よって、これまで見て来たように、連合仮名とか記号付加というマイナー・チェンジでの対応が最も生じやすい。

しかし、文字連接や記号付加ではなく、異体仮名を資源として、この音節分化 事象に対応しようとしたと思しい動きもある。この「対応」は異体仮名に機能分 担させるという意味で、機能負担量の軽減をも意味する。

8.1 「詰字」(舌内入声音)を例として

ジョアン・ロドリゲスは『日本大文典』(1604-08) および『日本小文典』(1620) の「綴り字」に関する説明で、(2) のように述べる。

(2) 「ある綴字で T に終るものは、日本では「つ」(Tçu)の綴字に当るのであって、その T字を「詰字」(Tçumeji)と呼ぶ。さうして t そのものを写す文字がないので、 Guat と書くべきを「ぐわつ」(Guatçu)と書く。」(土井訳(1955)『日本大文典』p.231)

「ところで日本語の音節はすべて母音で終わるか、さもなければ子音の N、Tで終るが、[固有の文字がない] この N と T は、それぞれ Mu(む)と T çu(つ)の音節 [字] でその欠を補い、Bamu(ばむ)と書いて Ban と読み、Bat çu(ばつ)と書いて Bat と読む。こうした Mu を fane ji(接字)と呼び、T çu を t çumeji(詰字)と言うのもこのためである。」(池上訳(1993)『日本語小文典』 p.59。日野訳(1993)『日本小文典』 での対応箇所は p.48)

両文典において各一回のみ現れる「詰字(Tçumeji)」という語の説明は、日本語内に当該音認識が存在していたことと、その音に対する文字代用意識とが存していたことを報告しており、極めて重要な記録である。漢字音の三内入声音の内、舌内入声音のみが日本語の中で比較的永らえたとおぼしい理由については、未解明な部分が多く、ここでは触れ得ないが、「詰字」という概念が認識されていて、「つ」を用いるのは代用に過ぎないという意識が存していたのであれば、その音韻的実情に対して、仮名システムは全く対応できなかったのであろうか。

実は「t そのものを写す文字がない」(大文典)「T は Tçu の綴字をもって代用」 (小文典、日野訳文による)というロドリゲスの記述と、一見矛盾するかのように、 中近世の仮名文献には、入声音や促音に対応する異体仮名使用の存在が報告され ている(土井忠生(1959)、同(1963)、菅原範夫(1974))6。

そこではカタカナ「ツ」と平仮名「つ」の中間様の仮名字体が用いられており、確かに促音や舌内入声音と思われる箇所によく用いられていることは確かである。この実態を踏まえてと思われるが、土井忠生・森田武・長南実編訳(1980)『邦訳日葡辞書』は、原本のローマ字見出し語に、カタカナ翻字を添えるが、原本区別に倣って、促音と舌内入声音を書き分けている。促音は「ッ」で翻字し、舌内入声音は、カタカナ「ツ」と平仮名「つ」の中間様の小書き活字を特に作成して用いている(凡例 p.31)。

『和漢通用集』は、当時の漢字辞書類としては珍しく、カタカナ和訓ではなく、仮名和訓であるが、菅原(1974)が指摘するように、この仮名書き和訓でも同様にカタカナ「ツ」と平仮名「つ」の中間様字体が用いられている。しかし同時期の多くの辞書類(節用集や和玉篇など)のカタカナ和訓にはそのような特別な文字利用は見られない。現状ではカタカナ文献での使用報告例は少ないが、世阿弥自筆謡本(応永20年 [1413] ~応永35年 [1428] 写)には小書き表記で「ジセッ(時節)」「ゲタッ(解脱)」「ホサッ(菩薩)」「コッジキ(乞食)」のように現れ(岩淵悦太郎(1934))、仮名文献とは異なる表記形態で示される場合もある。

このように促音・舌内入声音に対応するモーラ仮名の存在が中近世において指摘できるが、例えば『和漢通用集』では、(今このカタカナ「ツ」と平仮名「つ」の中間様字体をカタカナ「ツ」で代用するならば、)「とりもツ」「かツ(勝)」のように、促音・舌内入声音とはいえない部分にも「ツ」が用いられているなど、必ずしも異体仮名の用途が、促音・舌内入声音のみに固定化されているわけではない。。

以上の報告実態から、多くの文献に促音・舌内入声音表記の書き分けが存在することが確認されるが、それを踏まえ次の3点は、確認すべき重要な点であろう。

1. 書き分けの見られる文献がいくつも存在するのに対し、一方で書き分けのない文献も多数存し、ロドリゲス文典のように代用表記として認識している記述もある。このことは、この「異体仮名遣」が当時の社会全般において存在したとしても、義務的規範ではないことを示唆する。(但し、この問題は当時

⁶土井忠生 (1959) では『貴理師端往来』についての使用報告があり、菅原範夫 (1974) では、使用文献の例として、譜本類では、謡本、舞の本、古浄瑠璃、狂言台本、室町物語類では、『天神之御本地』『中将ひめ』『たわら藤太』『天神縁起絵巻』、辞書類では『和英通用集』など多くの文献使用例を掲げる。なお、菅原 (1974) が触れる寛永二年写『天神之御本地』(広島大学図書館蔵については、広島大学日本語史研究会 (2017,2018) 広島大学図書館蔵『天神之御本地』寛永二年写本翻刻 (一) (二)『国語教育研究』58,59、に翻刻・解説があり、促音・舌内入声音に用いられる当該仮名を「ツ」で翻刻してある。

^{7「}ツ」という表記の側からすれば、これらの音節も促音・舌内入声音に近似の音(例えば、母音の無声化音節)とみる可能性もありそうに思うが、このあたりは、機会があれば別に論じてみたい。

- の「文字社会」が必ずしも単一的ではなく、いささかの多様性を有していた とする見方を勘案する必要がある。)
- 2. 書き分けが確認できる文献でも、促音・舌内入声音の排他的専用表記とまではいえず、他の「つ」と同じ用い方も確認できる。
- 3. しかしながら、書き分けに用いられる仮名は異体仮名の内の一つを (ほぼ) 専 用化したものといえる。

このような実態を、仮名の側から捉えるならば、書き分けの要/不要の判断が仮名文字の側に委ねられており、まさしく「仮名遣」の問題として捉えられる。

そのように見た時、ここでの仮名遣の動き、仮名の振る舞いは、弁別したとしても異体仮名の専用化にとどまる、というものであり、また同時に、専用化が義務的でない、という点で、文字にとっての最重要機能である「表語性」には大きな支障のないもの、と理解される。

上述のように、この異体仮名遺は義務的規範ではないので、定家仮名遺や歴史 的仮名遺などの規範仮名遺では触れられないのは当然であるが、記述的立場から するならば、特定モーラへの仮名対応という意味で、仮名遺の一つと見るべきで ある。

8.2 表語性と異体仮名遣

すべての文字は、言語の記録再生を意図しており「表語」を志向している。表音とか表意とかは、そのための方法である(河野六郎(1977))。音にフォーカスした表音文字は、表音という方法によって、言語を記録し再生している。よって仮名初期システム状態時は、表音文字であれば、その表音性が100%保証されているので、何の工夫も要らないように思われそうだが、往々にして表音文字が表すのは分節音であり、アクセントやイントネーションといった超分節音は反映されない。中国語のような単音節言語(音節数固定言語)ではない、ヨーロッパの言語や日本語は音節数不定言語であるから、「語」としてのまとまりを示すアクセントの統語機能等が、語境界表示機能として働くが、これらが文字そのものに反映されるケースはほとんどない。多くはスペース、記号や句読点、日本語の場合は更に異文字種の混ぜ書きの導入により、これらが実質的な「句読法」として機能している。

このことは、文字が志向する表語性は、文字だけで実現できるものではなく、補助手段も含めて、文字の「使い方」が表語性の担保に大きく寄与していることを示しており、同時に、表語性確保のためには、文字の表音性や表意性を犠牲にすることもありうることを示唆する。

アイルランド生まれの劇作家バーナード・ショーが、ghoti で fish と読める、と 英語のスペリングを皮肉った話はよく知られている。ショーほどの人だから先刻 承知の上での皮肉ではあろうが、野暮を承知で言うなら、ショーは文字の表語性 を解していない。仮名遣問題や正書法問題では、必ず「歴史性」が云々されるが、 その「歴史性」は単に伝統的であるということだけではなく、固定化された語表 記に表語性を見ている、ということでもある。但し、伝統性保持は、一定期間を 経た識字層にとっては表語性保持の一方法として機能し得ても、社会に新たに参 加していく新世代にとっては、教育の力なしには機能しにくい。

8.3 異体仮名遣

異体仮名が義務的規範というより、表語性の観点から「異体仮名遣」とでもい うべきものとして、導入される例のあることを上に見てきたので、ここで音節変 化(分化・合流)と関わりなく、異体仮名が表語性を志向した結果の「仮名遣」と 見られる例を見ておこう。

『悦目抄』『和歌大綱』といった歌学書や、『女重宝記』などの重宝記類に「下にかゝぬむ」「上下わかぬし」といった、異体仮名の使い分け記述が見られるが⁸、実際の多くの仮名テクストにも現れる。

これらは、そもそも同一音節に対応する異体仮名なので、音節対応や歴史性とは異なるレベルで生じた使い分けである。「下にかゝぬ」とか「上下わかぬ」とかいう「上下」自体が語頭(上)と語中尾(下)を指しているので、その使い分けの契機が何であったかはさて措き、語境界標示機能に関与していることは間違いない。「き」「し」の使い分けは、近代に到るまで永らく用いられており、幕末から明治にかけて、日記を記すために、わざわざ、いろはうた47字+「ん」1字の印判活字を作らせ仮名日記をしたためた『葛原勾当日記』においても、もう一字「き」の印判活字が用意され48字の仮名印判を用意している10。明治期の活字仮名文献でも、この使い分けを用いる文献は少なくない。

9 ハ行仮名対応音節の分化合流現象と表語性

次に、音節分化と合流の双方が関係する、伝統的に「ハ行転呼音」と呼び慣わされている現象を、音節変化および仮名対応の観点から考えよう。

⁸こういった仮名の使い分けに、別名称 (例えば「仮名文字遺」など) を与えて区別する主張もあるが、本稿の目的からは別名称を採らない。その理由は、先にも述べた通り、仮名文字の使われ方全体を視野に入れた「仮名遺」の記述を考えるからである。

^{9「}異体仮名遺」に関して、機能的に完全に使い分けられていないこと、つまり完全な二項対立を示さないことを以て、その「機能性」を否定し、例えば「美意識」によるものとする議論がある。しかし、この議論には多くの難点が存するが、ここでは二つだけ指摘しておく。書き手・読み手にとって同時代的な「美意識」が仮名にも存在するであろうことは、もちろん否定しない。しかしその文字テクストが同時代的に読めるテクストとして実用的に機能していたのだとすれば「美意識」では説明にならない。例えば、平安時代から隔たった現代人や外国人が、平安時代の流麗な仮名テクストを見て、内容は読めずとも、そこに「美意識」を感じることは多々ある。ここから判るように、美意識は実用とは離れて共存しうるもので、排他的概念ではない。よって「機能差がないから美意識」という論理は成立しえない。また異体仮名遺に「美意識」そのものが介在しうることを認めたとしても、またそれを同時代人が「美」と捉えていたとしても、それを「美しい」と捉える理由・淵源まで迫る必要がある。ここでいう「美」とはもちろん社会的な共同意識であって、個人のそれではない。同時代人が仮に「美」とする言説を残していたとしても、それは、あくまでも「意識」の問題であって、問題は意識していない心理のシンソー(深層/真相)にまで迫る必要がある。契機と継承は別である。

¹⁰山田健三 (2021 予) 参照。

まず、「ハ行転呼音」とは、ハ行仮名に対応していた音節の内、文節中(語中)に位置する音節がワ行仮名に対応している音節に「転呼」した点に注目した呼称であるが、「転呼」とは「転じた音で呼ぶ」というほどの意味で、音変化そのものを言っているものと解される。しかし、実際にはこの音変化は、語中(文節中)のみに生じ、語頭音節は変化が生じていないという点で、音節の「分化」と見られる現象であり、また同時に、語中(文節中)音節は、ワ行仮名の対応音節に「合流」する、という現象の総体を指す名称として「ハ行転呼音」は、かなり不充分な説明の術語である。

この現象は、いま説明したように音節分化と音節合流を同時起こしたものとして捉えられるので、ここでは「ハ行仮名対応音節の分化合流現象」と仮称しておく。

この現象は、繰り返しになるが、ハ行仮名の対応音節が語頭と語中(文節中)とで音節分化し、語中音節は既存のワ行仮名の対応音節と合流する、という分化と合流が同時に起こった現象である。分化した音節は既存音節に合流しているわけであるから、この分化現象は、新たな音節を生まず、ハ行仮名にのみ対応する音節が、語頭にのみ分布することになる音節配列則に関わるもので、かつ当該音節が、語頭のみに分布するということで、語境界表示機能を担うことになる。

さて、この音節変化に仮名はどう対応したか。

語中音節にワ行仮名を以て充てる「仮名遣」が散発的にでも存在するからこそ、この現象の存在が明らかになったわけであるから、合流先の音節に対応する仮名文字を以て記すことは、生じうる仮名の当然の反応の一つである。しかし、また一方で伝統的な表記を以て記すことも、当然の「仮名遣」対応である。

しかし、ここで指摘しておきたいのは、それらの仮名に対して、特定の異体仮名を用いる文献の見られることである。特に係助詞「は」については、カタカナの「ハ」に似た形の異体仮名が用いられることが中近世の仮名文献には多々ある。(活字翻刻でもカタカナの「ハ」を以て翻刻されていることは多々ある。)これは異体仮名があるからこそできる「異体仮名遺」と呼べるが、先の「詰字」と同様、強制的なものではないものの、係助詞「は」や格助詞「へ」などについては、それらがワ行仮名で書かれる例は稀で、ここに「表語性」を重視した形跡が見て取れる。

10 仮名文字に反映する音節合流

次に音節合流のケースを扱う。

音節合流によって、音節数が完全に軽減された場合の仮名対応は、一見シンプルに思える。

現代仮名遣(1946年制定)では、「い」「え」と同音節の仮名「ゐ」「ゑ」の通常使用を完全に封じ、五十音図から除く。実にシンプルである。

しかし、シンプルであるということは「容易」と同義ではない。先に述べたように、文字の本質が言語の記録再生性にある限り、歴史の継続性は無視できない本質的な問題である。にも関わらず、明治期にも成し遂げられず、また多くの反

対意見があったにも関わらず、このような断行が可能となったのは、日本社会が 敗戦後という極めて大きな画期にあり、戦前社会の否定という大きな思潮があっ たことと無関係には論じられまい。現代仮名遺が、原則「表音仮名遺」を標榜す るが、それは仮名初期システム状態に立ち戻るということであるから、「仮名遺の 初期化」に他ならない。この宣言は、「仮名遺」に関していうならば、戦後の国語 政策は「仮名遺の初期化」を図った「革命」であった。もちろんその初期化は不 完全な(=歴史継承性を完全には無視できない)ものではあったが、初期様式に できるだけ回帰しようとした「革命」であった。

次に、先に「一見(シンプルに思える)」とした通り、音節合流の仮名対応は、 本当にシンプルであるのかどうか、という点について考えよう。

10.1 音節合流・音節生成システム保持・連接文字

音節の合流による音節減少は、「減少」という結果だけに着目するとシンプルな合理化に見えるが、本当にそうだろうか。先に見たように、音韻システムの本質を生成システムと見るならば、「ゐ」「ゑ」という仮名に対応していたであろう μi, μe という音節は、その生成活動自体がストップしたとしても、生成システムそのものが失われたわけではない。であるからこそ、現代日本語でも「ウィ」「ウェ」という連合仮名表記で、多くの外来語に用いられている μi,μe といった音が受容可能となっている。

そのように考えると、音節合流は単純に音節生成システムの合理化とはいえないことが判る。更に、当該音節に対応する仮名レベルで考えるならば、「ゐ」「ゑ」「ヰ」「ヱ」は廃棄されても「うぃ」「うぇ」「ウィ」「ウェ」の連合仮名表記が新たに生まれたわけで、結局のところリストラ的合理化は生じていない。

このことは、仮名が生まれる前の上代仮名時代に存した「ヤ行のエ」について も同様で、「いぇ」「イェ」として表記を変えて存続している。

以上のことから、音節生成システムは、生成運動自体が永らく休止していても、 システム自体は廃棄されないが、仮名システムとなると、音節合流によって永ら く使われなくなった場合、かつて対応していた仮名文字が自然復活することはな さそうである、ということが判る。

このように、音節生成システムと仮名システムとを対照させてみることで、そのシステム差が浮かび上がるが、仮名の方が、音節生成システムのように、再稼働できない理由は何なのだろうか。

いくら音節に対応しているとはいっても、仮名は所詮人為的に作成された物である。国語政策・国字問題として、人為を以て復活させることはできそうに思える。しかしそうならない/なりにくいのは、文字の本質である「表語性」にやはり帰すことができるように思われる。表語性を実現するためのシステムは上述のごとくオープンであるが、仮名表記ということになると、表音節性と歴史継続性という両極が、それぞれ基本的な方法である。近代国語政策の中で、仮名遣議論をめぐって、表音的仮名遺派と歴史的仮名遺派との間に論争が起こるのも頷ける。

それは、両者が「仮名初期状態」を同様に見つめながらも、一方が初期状態における「表音節性」を重視し、もう一方が初期状態から使われ続けている「歴史継続性」を重視するという力点の違いによるものである。

「ゐ(ヰ)」「ゑ(ヱ)」が「い(イ)」「え(エ)」とは、歴史主義的には本来の仮名遺として使われても、表音主義的立場からは、相互が(ほぼ)異体仮名関係として永らく使われたことにより、そこにはもう抜きがたく、異体仮名としての「歴史性」も備わった存在となっている。近代に至り、音節生成システムの再稼働により現出した μi, μe に対応する仮名表記として「ゐ(ヰ)」「ゑ(ヱ)」を用いることは、上述の理由から不可能であったと見られる。

11 まとめ

本稿は、冒頭に述べたように、権威による規範仮名遣論ではなく、音節変化に伴う、文字社会の中で動く仮名システムの記述を試みた。以上の議論を以下に簡潔に整理しよう。

- 1. 仮名システムは、音節変化(音節分化・音節合流)への対応調整システムである。
- 2. 音節分化の際、仮名が新設されることはなく、既存仮名を資源とした「連合仮名」や「付加記号」、および異体仮名による弁別対応などが存する。
- 3. 音節合流によって、ある音節の生成活動は休止しても、音節生成システムそのものは失われない。一方、合流した音節に対応していた仮名は、発音主義的視点からは異体仮名レベルに、歴史主義的視点からは本来仮名に位置付けられ、両義的存在として振る舞いうる。
- 4. 音節合流によって永らく休止していた音節生成システムが、外来語借用等の必要に応じて再稼働した場合、かつての対応仮名を復活させることはなく、新たな仮名表記が、あくまでも既存の仮名を資源として工夫される。「ウィ」「ウォ」など。
- 5. 音節変化と関わらない仮名対応もある。「異体仮名遣」とでも呼ぶべき事象で ある。

1~4に示した、音節変化に対する、仮名の動き・対応は、その時々において、名もなき人々が「音韻論的解釈」を(ローマ字ではなく)仮名文字にて施したものとも言える。

しかし、5のような、音節変化はなくとも「表語性」に関わる異体仮名の動き (異体仮名遣)が存することを思えば、より正確には仮名文字レベルでの「形態音 韻論的解釈」とも言い得ると言ってもよいかもしれない。

冒頭で述べたことの繰り返しになるが、日本語書記実態を記述する立場からい うならば、「仮名遣の誤り」も「仮名の混乱」もない。あるのは全て「音節変化に 対応する仮名の振る舞い」だけである。 仮名遣の問題が発生する根拠を、仮名と音節対応関係に求めるとするならば、原理的には、仮名音節対応の初期システム状態における「対応事実」を保持するか (歴史性重視)、「対応理念」を保持するか (表音節性重視)の二択、もしくはそのハイブリッドしか存在しない。そして、新たな音節は、歴史がないわけであるから、「表音節」という対応理念に沿って、既存仮名への加工で対応している。

しかし、加えて異体仮名遣も見られたように、音節対応だけでなく「表語性」の 観点から説明される仮名の動きも見える。

こういった動きは、表語性のために、表音節性だけで対応できた初期ステージ から、音節変化に対応しつつ、表音節性以外の要素を導入することで表語性を維 持しようとする「仮名の動き」である、と包括的には解釈できよう。

参考および引用文献

- 1. 池上岑夫訳 (1993) 『ロドリゲス日本語小文典 (上・下)』岩波書店 (岩波文庫)
- 2. 大野 晋 (1950) 仮名遣の起原について(『国語と国文学』27-11、『論集 日本語研究13・中世語』有精堂、所収)
- 3. 大野 晋 (1961) 仮名遣の起源についての研究(学位請求論文。大野(1982) 所収)
- 4. 大野 晋 (1982)『仮名遣と上代語』岩波書店
- 5. 亀井 孝 (1956)「ガ行のかな」(亀井孝 (1984)『亀井孝論文集 3・日本語の すがたとこころ (一)』吉川弘文館、所収)
- 6. 亀井 孝 (1960) 古代人のわらひごゑ (亀井孝 (1984) 『亀井孝論文集 3・日本語のすがたとこころ (一)』吉川弘文館、所収)
- 7. 木枝增一(1933)『假名遣研究史』贊精社
- 8. 河野六郎(1977)文字の本質(『岩波講座日本語8・文字』岩波書店)
- 9. 小松英雄(1988)『仮名文の原理』笠間書院
- 10. 菅原範夫 (1974) 室町時代の平仮名資料に見られる一表記法―入声音―促音 表記を中心として― (菅原範夫 (2000)『キリシタン資料を視点とする中世国 語の研究』武蔵野書院、所収)
- 11. 土井忠生訳 (1955) 『ロドリゲス日本大文典』三省堂
- 12. 土井忠生(1959)貴理師端往来について(『キリシタン研究・第五輯』所収)
- 13. 土井忠生(1963)貴理師端往来(土井忠生(1963)『吉利支丹文獻考』三省堂、所収)
- 14. 土井忠生・森田武・長南実編訳(1980)『邦訳日葡辞書』岩波書店
- 15. 築島 裕 (1986)『歴史的仮名遣い:その成立と特徴』中公新書
- 16. 沼本克明(1990)半濁音符史上に於ける唐音資料の位置(『国語学』162)
- 17. 橋本進吉(1949)『文字及び仮名遣の研究』岩波書店
- 18. 日野博司編訳 (1993) 『ジョアン・ロドリゲス 日本小文典』新人物往来社
- 19. 山田健三 (2015) 連綿句読法: 書記システムの記述方法をめぐって (『信州大学人文科学論集』2)

20. 山田健三 (2021 予) 葛原勾当日記の印判印字システム: 印影および現存印判調査結果を中心として (『信州大学人文科学論集』8-2)

付記

本稿は令和2年度学術研究助成基金助成金(基盤研究(C)(一般)、課題番号20K00643)の助成による研究成果の一部である。